

中小企業輸出チャレンジ補助金 FAQ

番号	項目	質問	回答
1	補助対象者	本社は府外なのですが、府内に工場があります。補助金の申請は可能ですか？	全社的な取り組みではなく、京都工場限定商品の輸出など、府内工場が主体となる事業であれば対象となります。詳細は、ご相談ください。
2	補助対象者	個人事業主は対象となりますか？	対象となります。
3	補助対象者	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届を提出することで、補助事業を継続することができます。
4	補助対象者	農家など農林漁業者は企業等に該当しますか。	法人又は個人事業主として事業（営利）活動を行っている企業等については、対象となります。
5	対象期間	事業を行うことができる期間は、いつから、いつまでですか？	交付決定日から令和5年2月17日までとなります。この期間内に、支払いを含め、事業を完了している必要があります。なお、事前着手届（第2号様式）を提出いただければ、令和4年4月11日～交付決定日までの期間も対象とすることができる場合があります。
6	対象経費	海外への渡航費を含め、国外・国内旅費は本補助金の対象となりますか？	旅費については、補助金対象外となります。
7	対象経費	知り合いの輸出アドバイザーにお世話になっているが、輸出アドバイザーに支払う「謝金」は本補助金の対象になりますか？	謝金については、輸出契約書作成に係る弁護士相談費のみ対象となります。
8	対象経費	自社HPが無いため、今回、専門業者に日本語HPと外国語HPの作成を同時に委託しようと思うのですが、この場合、委託費用全てが補助対象となりますか？	外国語HPの作成費のみが補助対象となります。
9	対象経費	既に自社商品を出品している他社ECサイトに、新たな商品を出品する場合、補助対象となりますか？	新たに出品する商品については、対象となります。
10	対象経費	店舗、ECサイトのテスト販売で、実際に売れた商品に対して徴収される手数料（マージン）は補助対象となりますか？	補助対象は、ECサイトの初期登録料や、海外店舗で販売するための会場代、装飾費など、テスト販売を行うために必要な経費であり、実際に売れた商品に対しての手数料（マージン）は、販売利益の中から徴収されるべきものであり、補助対象外となります。
11	対象経費	テスト輸送費用は、どのような場合に対象となりますか？	これまで利用していない輸送ルートを用いて、輸送後の商品状態や輸送日数を調査する際の少量の試験輸送が対象となります。府内の港湾である京都舞鶴港の利用も是非ご検討ください。
12	対象経費	海外商標と合わせて、国内商標も取得したいが補助対象となりますか？	海外商標に関する費用のみ対象となります。
13	対象経費	国内店舗でのテスト販売は補助対象となりますか？	補助対象外となります。
14	対象経費	日本語のオンラインサイト作成は、補助対象となりますか？	海外在住者向けに販売可能な外国語サイトのみ対象となります。
15	対象経費	字幕やナレーションのない動画は、補助対象となりますか？	外国語字幕、又は外国語によるナレーションが入っている動画のみ対象となります。
16	対象経費	日本国内で登録していない商標等の知的財産権を、海外で取得する場合、補助対象となりますか？	対象となります。

番号	項目	質問	回答
17	対象経費	試験・分析費用とはどのようなものが対象となりますか？	輸出相手国の輸入・販売規定を満たすための食品の栄養素分析、残留農薬検査、食器の金属等溶出量検査等が対象となります。
18	対象経費	国際規格・認証とはどのようなものを指しますか。	オーガニック、ハラル、GAP、HACCP等、輸出拡大に必須、又は有利となる国際規格・認証の取得費用が対象となります。
19	対象経費	知的財産権について、事業実施期間内に、出願が完了していればよいですか？登録まで完了する必要がありますか？	事業実施期間内（交付決定日～令和5年2月17日）に出願及び全ての補助対象経費の支払いが完了していることが必要です。登録が完了している必要はありません。実績報告として、海外特許庁からの受領書が必要となりますので、できる限り早めの出願をお願いします。
20	対象経費	輸入に関する事業は対象となりますか？	本補助金の趣旨は、輸出事業の新規着手や拡大に関する事業経費の一部を補助するものとなりますので、輸入事業は補助対象外となります。
21	対象経費	日本国内の見本市・展示会は補助対象となりますか？	海外バイヤーが多数参加する展示会への出展等、輸出拡大を目的とした出展と認められる場合は、日本国内でも対象となります。
22	対象経費	補助対象期間の最終日（令和5年2月17日）までに納品のあった印刷物の支払を、翌月（対象期間外）に行った場合は、交付対象外となりますか。	対象外となります。 補助対象期間内に「支払行為が完了」したものが対象となるため、ご注意ください。
23	交付申請	交付申請はメールで提出してもよいですか？	申請前に必ず事前相談（オンライン可）が必要となりますので、申請を検討される場合は、まず、京都海外ビジネスセンター（TEL：075-366-4364）又は京都府北部輸出サポートデスク（TEL：0773-76-4115）にご連絡ください。事前相談後の書類の提出は、原本が必要な書類を除き、メールでの提出が可能です。
24	交付申請	この補助金を使って、輸出にチャレンジしたいのですが、どのように取り組みを進めるべきかなど、相談できる窓口はありますか？	京都海外ビジネスセンター（京都市内）、京都府北部輸出サポートデスク（舞鶴市内）にて、輸出に関する様々な相談を受け付けています（無料）ので、お気軽に、ご連絡ください。本補助金を申請しない場合でもご利用いただくことができます。
25	交付申請	何回かに分けて補助金を申請することはできますか？	本補助金は、1社あたり50万円を補助限度額としています。この補助限度額の範囲内であれば、同一の申請者が複数回にわたって申請いただくことができます。ただし、全体の予算額に達した場合は、募集終了となりますので、ご注意ください。
26	交付申請	申請にあたり、なぜ事前相談が必要なのですか？	京都海外ビジネスセンター、京都府北部輸出サポートデスクでは、輸出拡大に関する様々な支援メニューを準備しています。本補助金以外でもニーズに応じたサポートを提供できるよう、事前相談を行わせていただくこととしております。
27	交付申請	府内に本社を置く商社なのですが、弊社が行う他社製品の輸出拡大に資する事業は、補助対象となりますか？	本補助金の補助対象要件（要領第3条）を満たす事業者商品を取り扱う場合は対象となります。ただし、実施事業に、補助対象要件を満たさない事業者商品も含まれる場合、補助対象商品見合い分のみが対象となります（補助対象4商品、対象外6商品の場合、所要経費の40%が補助対象）
28	交付申請	グループで輸出に取り組む場合は、どのように申請すればよいですか？	本補助金は、グループを申請者として申請することはできません。グループで取り組む事業については、グループの構成員である各企業が申請者となり、按分により算出した各企業の経費負担に応じて、個別に申請を行ってください。

番号	項目	質問	回答
29	交付申請	申請（補助事業を実施）するのは京都府内の支店（工場、事業所等）だが、別に本店・本社等がある場合、申請者は誰の名前にすればよいか。	原則として、法人の代表者等請求権限のある者が申請者となりますが、補助金の受領を含め権限が委任されていれば、支店長や工場長、事業所長等でも可となります。その場合は委任状など委任内容が分かる書類を添付してください。（補助金の受領のみを委任する場合は、「口座振替依頼書（第5号様式）」上の委任状欄に記載することで足ります。）
30	交付申請	事前相談はどのタイミングで行えばよいか。	申請書の書き方がわからない場合は、まずはお電話かメールでご相談ください。その後、申請書の下書きが作成できた段階では、メールで書類をご送付いただき、対面又はオンライン相談の日時についてご相談ください。
31	交付決定	交付決定額が申請した額を下回っており、自己負担が増えるため交付決定額の範囲まで事業規模を縮小したい。	申請された事業の実施に影響がなく、かつ、補助金の交付決定額の範囲内であれば、対象経費を減額することは可能です。
32	交付決定	交付決定通知を受けた申請書記載の経費が、実績報告で「対象外」とされることがありますか。	交付決定通知をもって、補助金額が確定するものではありません。事業実施後、「実績報告書」と支払を確認できる資料などを提出いただき、検査の上、交付決定額の範囲内で補助金額を確定します。
33	交付決定	申請が多数となった場合には、申請額から減額される可能性がありますか。	予算の範囲内での支援となりますので、予算額を超えた場合には、減額となる場合があります。
34	交付決定	補助金交付決定は、いつ頃になりますか。	募集期間終了（第1期は、令和4年6月10日締切）後に、7月上旬を目処に交付決定等のご連絡を予定しています。
35	変更	交付申請時又は交付決定時から、対象事業費が変更となった場合に、手続きが必要ですか。	事業内容や経費が大幅に変更される場合に必要となります。（交付要綱第9条をご参照ください）
36	変更	申請書に記載した金額と、実際の購入金額が異なってしまった場合、何か手続きが必要ですか。	申請時の金額と実績報告の金額が変わっても構いませんが、交付決定通知の金額（交付決定額）以上に補助金を増額することはできません。また、申請時の金額より実際の支払が少なかった場合は、その額の2/3以内に減額されます。
37	変更	申請書に記載した経費を、他の経費項目に変更できますか。	申請された事業内容に必要な対象経費への振替であれば変更可能です。ただし、補助対象外の経費への変更は認められません。
38	変更	変更承認申請で、交付決定額が増額されることはありますか。	原則として、ありません。
39	変更	コロナ禍に伴う渡航制限等により、予定の展示会に参加できなくなった。展示会のために既に支出した経費は補助の対象となりますか。	実績報告において、それまでの準備等の取組を記載の上、既に準備等に要した経費を対象経費として計上ください。
40	変更	コロナ禍に伴う渡航制限等により、展示会や見本市が延期となったが、申請書に記載の事業期間を延ばすことは可能ですか。	やむを得ない理由による場合に変更することは可能ですが、補助対象期間（令和4年4月11日～令和5年2月17日）を超えることはできません。
41	実績報告	領収書は外貨でもいいですか？	送金レートまたは両替レートが分かる書類と、領収書の翻訳を添付してください。なお、翻訳は言語の分かる人が訳したもので結構です（公証は不要）
42	実績報告	「補助事業の完了」とは、何を指しますか。	申請された事業に係る「発注・契約」、「履行（納品・開催等）」、「支払」の全てが終了した時点となります。

番号	項目	質問	回答
43	実績報告	請求書等において、税抜き価格が表示されていない場合は、どのように処理すればよいですか。	税込み金額に、税率（10%、8%）に応じて、100/110又は100/108を乗じて税抜き価格を算出してください。
44	実績報告	補助対象経費の算出過程において、1円未満の端数が生じる場合は、どのように処理すればよいですか。	補助対象金額は、原則として、端数は「切り捨て」により計上してください。
45	実績報告	「振込手数料」は補助対象経費となりますか。	振込手数料は補助「対象外」経費となります。商習慣により、振込手数料を相手方負担として、振り込む場合は、振込手数料相当額を差し引いた上、消費税額を割り引いて算出してください。
46	実績報告	テスト販売による収入（利益）とは、どのように算定したらよいですか？	テスト販売による売上額から、製造原価、棚代・輸送費等の必要経費を差し引いたものを収入（利益）として計上してください。
47	額の確定	補助金の支払い時期はいつになりますか。	事業完了後に、実績報告書、支払確認等の書類を提出いただき、振興会で確認します。内容等に不備がなければ、提出資料が揃ってから2週間程度で「額の確定通知」を発出します。額の確定通知から約2週間を目処に交付する予定です。